

ヤングケアラーに関するアンケート（高校生年代を対象）調査報告書

1. 実態調査の概要

(1) 調査の目的

記名式によるヤングケアラーアンケート調査を実施し、ヤングケアラーと認められる高校生年代が市内にどの程度存在しているかを把握し、支援を希望する対象者を相談につなげることを目的とする。

また、本調査を通して対象者及びその家族の支援やサービスのニーズを知り、相談・連携等の整備について検討する。

(2) 調査の対象及び回答状況

【調査基準日】 令和7年7月1日

【調査対象者】 鴻巣市に住所を有する15歳から18歳の高校生年代に該当する者。

※平成19年4月2日生から平成22年4月1日生

【回答状況】

調査対象者数	2,942人
回答者数	430人
回収率	14.6%

(3) 調査期間 令和7年7月24日（木）から8月25日（月）まで

(4) 調査方法 高校生年代に調査依頼文を郵送。Webアンケートツールによる回答で実施。

2. ヤングケアラーの認知度や自覚

(1) ヤングケアラーの認知度

ヤングケアラーの認知度については、「内容まで理解している」が77.9%と概ね認知されていることがわかった。しかし一方で、「言葉だけ知っている」や「知らない」の回答を合わせると22.1%もの高校生が、ヤングケアラーを認知していなかった。

参考までに、国が令和2年度に全国の全日制高校の2年生を対象に実施したヤングケアラーの実態調査^{※注1}では、「ヤングケアラーという言葉聞いたことがあり、内容も知っている」との回答は7.7%であった。

(2) ヤングケアラーの自覚

「現在ヤングケアラーだと思う」が0.9%と低い回答で、「以前ヤングケアラーだったと思う」の回答と合わせても1.4%にとどまっており、「ヤングケアラーか分からない」と回答した高校生は4.4%いた。

また、「一緒に住んでいる人の中で、ケアを必要としている人がいる」と回答した高校生は3.3%（14人）いた。回答を解析すると、14人のうち「現在ヤングケアラーである」は1人、「以前ヤングケアラーだった」1人、「ヤングケアラーか分からない」は4人、「ヤングケアラーではない」は8人であった。

参考までに、国が令和2年度に全国の全日制高校の2年生を対象に実施したヤングケアラーの実態調査^{※注1}では、「自分がヤングケアラーにあてはまる」が2.3%、「自分がヤングケアラーか分からない」は16.3%であった。また、埼玉県が令和2年度に高校2年生を対象に実施したヤングケアラーの実態調査^{※注2}では、「自分自身がヤングケアラーである、または過去にそうであったと思う」との回答は4.1%であった。

※注1 参考資料「ヤングケアラーの実態に関する調査研究報告書（令和3年3月）」

※注2 参考資料「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラーの実態調査結果（令和2年11月25日）」

3. ヤングケアラーの実態（実態調査集計結果）

（1）ケアを必要としている家族について

「一緒に住んでいる人の中で、ケアを必要としている人がいる」が3.3%（約30人に1人）おり、さらに「その人のケアをすることがある」が71.4%、全体の2.3%（約43人に1人）を占めていた。

ケアを必要としている家族は、主にきょうだい、母親、祖父の順となっている。ケアを受けている人の状況としては、きょうだいでは「乳幼児や小中学生」や「障がいがある」、母親では「日本語が不得意」「病気がある」、祖父は「高齢者（65歳以上）」であった。

（2）ケアの内容について

「ケアが必要な人にどのようなケアをしているか」では、「きょうだいの世話」が最も多く、次いで「家事の手伝いと感情面のサポート」、「身体的介護と言語サポート」の順であった。ケアを誰かと一緒にしている高校生は90%と高い一方、ほとんど一人でやっている高校生もいた。

また、ケアをしている頻度は、月に数回、1時間未満が多かったが、毎日3時間以上行っている高校生もいた。「学校や仕事（アルバイト）がない日に行っている」と「学校や仕事（アルバイト）がある、ないに関わらず行っている」の割合は同じであった。ケアを行い始めた時期としては、「小学生・中学生の頃から」が最も多く、次いで「中学校卒業後から」と「覚えていない」が同じ割合であった。

（3）生活の影響や悩みごとの相談

生活の影響については、「ストレスがたまり気持ちが不安定になる」などがあがったが、半数は「特に影響はない」であった。

また、「ケアをすることがある」と回答した高校生の相談相手は、「一緒に住んでいる家族、親戚、知り合い」が最も多く、次いで「誰にも話したことはない」であった。

（4）ヤングケアラーに必要な支援

利用したい支援については、「ケアの負担を減らせる支援」や「電話で相談できる場所」などがあがったが、半数以上は「特になし」であった。

4. 調査結果の考察

- ヤングケアラーの認知度
 - ・ 社会的な関心の高まりや学校などでの啓発活動を通して、ヤングケアラーの認知が高まったものと思われる。しかし、ヤングケアラーを認知していない高校生もいることから、正しい認識のもと更なる広報啓発活動を続ける必要がある。

- ヤングケアラーの自覚
 - ・ ヤングケアラーに自分が実際に該当していても、自分が支援の対象であると気付いていない高校生が多数いる。
 - ・ 「ヤングケアラーと自覚していない」「分からない」と回答するものの、家族のケアをすることがあるという高校生は一定数いた。しかし、自覚があつて、かつ家族のケアをしている回答数は少ないことから、分析が難しい結果となった。

- 日常生活への影響
 - ・ ケアをすることによる生活への影響は「特にない」が多かったが、精神的な面をあげている高校生が多い。話をできる場所、話を聞いてあげることが必要である。

- ケアを始めた時期
 - ・ 小学生の頃から家族のケアを始めていると回答した高校生は、長期間負担を抱えていたり、ケアが日常化している可能性がある。また、年齢が増す程ケアに携わる高校生が増えている。

- 相談相手の有無
 - ・ 身近な人に相談できている高校生がいる一方で、誰にも話さずにいる高校生もいることがわかった。

- 利用したい支援
 - ・ 利用したい支援として「ケアの負担を減らせる支援」や「電話で相談できる場所」などがあがった。一方で、「支援を求めている・求められない」と感じている高校生も半数以上おり、「家族だから当たり前」「相談しても変わらない」という意識を抱えている可能性がある。

 - ・ 「ヤングケアラーだと思う」と回答した高校生の多くは、自分から連絡をして話を聞いてもらうことを望んでいる。

5. 今後の支援の方向性

(1) ヤングケアラーの周知・啓発と理解促進について

ヤングケアラーの言葉や概念を知っている高校生が多いことを把握することができた。しかし、家族のケアの日常化・常態化により、ヤングケアラーだと気が付いていない高校生が存在することも考えられる。そのため、高校生自身が、ヤングケアラーの現状を認識し、正しい知識を正しく理解するための周知・啓発等をより一層広める取り組みが必要である。

また、高校生だけではなく、保護者、学校、地域等の支援者となる大人も、ヤングケアラーの状況を正しく認識する必要がある。ヤングケアラーの認知度を高め、かつ、ヤングケアラーの支援の重要性についての理解を進めるために、地域にむけての啓発や支援者向けへの研修会開催などの取り組みが重要である。

(2) 相談体制の整備について

「悩みごとや困りごとがあっても相談するまでもない」と、声に出すことのないまま自己完結している高校生や、小学生の段階で家族のケアを始めている高校生が一定数存在していることも把握することができた。「どこで、誰が、どのような形で、悩みなどを聴いてくれるのか。」、高校生が気軽に相談できる体制をつくり、悩んでいる高校生を取り残さないことが重要である。また、学校や地域等の支援者となる大人が、ヤングケアラーの存在を早期に把握し、寄り添い、必要に応じて相談につなげることも大切である。

そのために、高校生、学校や地域等の支援者の誰に対しても、相談できる場所や相談先の情報をわかりやすく周知し、地域全体で相談できる窓口を共有する仕組みを整備する必要がある。

(3) 関係機関との連携について

ヤングケアラーは、学校生活や福祉・医療・就労など多面的な課題が重なり合っていることが多いため、一つの機関だけで支援することは難しい。

ヤングケアラー問題は、高校生を核に取り巻く家族全体を支援する必要があることを認識し、関係機関が連携して支援することが重要である。家庭の状況に応じた支援をするために、地域の関係機関と「つながる・つなげる・つながりあう」こと、そして、地域の多様な機関が関わり、それぞれが持つ役割を果たすことができるように、関係機関が連携して情報共有と役割分担を担う仕組みづくりが重要である。さらに、支援につながった後も、支援が途切れることのないように、見守り体制を継続する必要がある。

(4) こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会の役割について

こども家庭センターは、子育て支援、母子保健、教育、福祉、医療等と日常的に連携し、こどもと家庭に関する情報が集約される拠点であることから、ヤングケアラーの早期発見および支援の起点として重要な役割を担う。こどもの生活状況や家庭環境をふまえたアセスメントを行い、こども本人の思いや意思を尊重しながら、適切な支援方針を調整する。

またヤングケアラー支援においては、関係機関と連携しながら個別支援を実施しているが、今後は要保護児童対策地域協議会の活用について検討し、情報共有や協働の仕組みを整えながら、継続的かつ包括的に支援できる体制づくりを進めていく。虐待対応のみならず、ヤングケアラーを含む要支援児童への支援調整の場を確保して、こどもが孤立しないよう、地域全体で支える支援を目指していく。